

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会

1 検討会の目的

最近の臨床看護の場では、医療の高度化や患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮等により、看護業務も多様化・複雑化し、密度が高くなってきている。また、国民の人権意識の高まりと医療安全への国民のニーズ及び医療関係者側の取り組みが強化される中で、看護師になるための学習途上にある学生が行うことのできる看護技術の実習の範囲や機会が限定される傾向にある。

このような状況の中、看護師学校養成所での看護技術に関する教育の内容や卒業時の到達目標は、個々の学校養成所ごとにかなり異なっている実情にある。また、看護師に必要な知識及び技能について行う看護師国家試験においても、ペーパーによる試験という制約上、看護技術の出題には大きな限界がある。

このため、本検討会では看護師学校養成所において到達すべき看護技術教育の内容と範囲とを明確にするとともに、臨地実習において看護学生に許容される看護技術とその実施条件等について検討を加え、卒前教育における看護技術能力の開発・向上を図るものである。

2 検討内容

(1) 卒前の看護技術教育及び臨地実習の現状と課題

(2) 卒業までに学生が到達すべき看護技術教育の範囲及びその到達目標

(3) 適切な臨地実習のための条件整備

○臨地実習において看護学生に許容される基本的な看護技術、特に診療の補助等の身体的侵襲を伴う技術の取り扱い

○患者の同意等の条件整備について

3 スケジュール

平成14年11月から6回程度開催。年度内に結論。

4 位置づけ

(1) 厚生労働省医政局長が有識者の参集を求めて開催する。

(2) 事務局は厚生労働省看護課に置く。